

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年10月29日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 奥山浩幸

- 1 監査対象部課等 産業部 産業推進課、商工課、観光政策課、水産課、農林課、ニホンジカ対策室及び産業部所管の行政機関
- 2 監査期間 令和6年8月22日から令和6年10月29日まで
- 3 監査対象範囲 令和3年12月から令和6年7月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務について、処理状況を試査したところ、結果は次のとおりです。
 - (1) 勧告事項 ー
 - (2) 指摘事項 別紙のとおり
 - (3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
 - (4) 注意事項 担当部署に対し別途注意済み

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
観光政策課	負担金、補助及び交付金の支出事務 (令和5年度)	<p>次の補助金について不適正な事務処理が見受けられたので、適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産関連商品開発事業補助金 <p>当該補助金の額については、「石巻市日本遺産関連商品開発事業補助金交付要綱」第6条で「交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」と規定しているが、交付審査の際、算定を誤り1,000円未満の端数を切り捨てることなく、過大に交付していた。</p> <p>過大交付分については速やかに返還を求めること。</p> <p style="text-align: center;">誤交付額 29,686円 正交付額 29,000円 過大交付額 686円</p>
	収入事務 (令和5年度)	<p>マンガアイランド運営・施設管理業務について、契約書では、原則月1回または2回、売上金(使用料等)を取りまとめ市へ納入、及び売上金にかかる証憑書類、納付金額内訳書を提出することとなっているが、利用者増加に伴う業務繁忙を理由に令和5年度の使用料等の納入が大幅に遅滞していた。</p> <p>また、管理運営受託者からの遅滞理由書については、業務履行後に事後報告として提出されていた。</p> <p>今後は遅滞なく使用料等が納入されるよう、管理運営受託者に対し契約内容の遵守について指導を行い、歳入管理を徹底すること。</p>